

Q 4 : 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)について、その概要を教えてください。

A : いじめは、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」(いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第一条 抜粋)である。

「いじめ防止対策推進法」は、社会総がかりで、このいじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を定めた法律である。

以下に学校が実施すべき施策の概要等を示す。

1 学校は何を求められているか？

(1) 「学校いじめ防止基本方針」

次ページ「1」を参照

を策定し、HPなどで公開すること。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、体系的・計画的に、いじめの防止(未然防止)・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合の対応に備えることが必要。

(3) 「いじめの問題への対策のための組織」

次ページ「2」を参照

を設置し、校長のリーダーシップの下、

この組織が司令塔となって、「学校いじめ防止基本方針」で定められたことを実行に移す。また、いじめの疑いに関する情報があれば、この組織に集約し、集まった情報を基に、いじめの問題に組織的に対応する。

2 教職員一人一人に求められていることは何か？

次ページ以降「3」を参照

学校が組織的に、「学校いじめ防止基本方針」で

定められた取組を実行するために、一人一人の教職員それぞれの役割に応じた対応が求められる。

(例) ・いじめを未然に防止するには、日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど、全ての子どもに対して継続的に働きかける。

・いじめの早期発見のために、定期的な調査や、ささいな兆候(ふざけのように見えるような“気になる行為”等)にもアンテナを高く保つ。

・「いじめかな？」と疑われる情報があれば、抱え込まずに、学校に置かれた組織へ伝えて、組織的に対応する。

3 重大事態とは何か？

次ページ以降「4」を参照

(1) 重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間30日を目安、又は一定の期間連続)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をいう。

(2) 重大事態発生時には、学校の設置者に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する必要がある。発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できない場合であっても、重大事態の「疑い」があったり、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったりしたら、すぐに学校の設置者に報告・相談する。

次ページからは、国の基本方針(平成25年10月11日策定)を基に、詳しく示す。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）として定めることが必要である。

学校基本方針には、例えば、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

（1）具体的な内容の例

- ・いじめの防止に資する多様な取組の包括的な方針や具体的な内容。
- ・校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組。
- ・いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法、年間計画。等

（2）PDCAサイクル

- ・学校の実情に即してきちんと学校基本方針が機能しているかを点検・見直すPDCAサイクルを盛り込んでおくことが望ましい。

（3）策定方法と公開

- ・検討段階から保護者等地域の方にも参画いただくことが有効。
- ・学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意。
- ・策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したものである。これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから規定されたものである。

（1）組織が担う役割の具体的な例

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共

有を行う役割。

- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

(2) 組織構成の考え方

- ・いじめの防止や早期発見、いじめへの対処の中核となる組織として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定。また、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする
- ・「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の既存の組織を活用して法律に基づく組織として機能させることも可。
- ・適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう工夫する（全体会とその下の部会等に役割を分けておくなど）。

(3) 特定の教員で抱え込まない仕組みづくり

- ・いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談。
- ・当該組織に集められた情報は整理して記録し、情報の集約と共有化を図る。

(4) PDCAサイクル・取組検証

- ・当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直しや取組状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証を担う役割も期待。

(5) その他

- ・第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

3 学校におけるいじめに対する措置

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめに対する措置 第23条概要）

- 1 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。
- 2 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
- 3 いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- 4 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。
- 5 いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う。
- 6 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。

このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4 重大事態への対処

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（重大事態への対処 第5章概要）

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
※ ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等（※）に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。
※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

(1) 重大事態の意味

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。等を想定

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

ア 学校から学校の設置者に、重大事態の発生を報告。

イ 設置者から地方公共団体の長等に、重大事態の発生を報告。

(3) 調査の趣旨及び調査主体（学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断）

ア 設置者において調査を実施の場合（以下のような場合）

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

(ア) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。
- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導や、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケア・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等が必要。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手。
- ・いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

イ 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

(ア) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ・第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

(イ) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ・関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

(エ) 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

※学校の設置者が調査主体の場合は、設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

5 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

(1) 国は、当該基本方針の策定（平成25年10月11日）から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(2) 国は都道府県・政令市における地域基本方針について、都道府県は市町村における地域基本方針について、地方公共団体は自ら設置する学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

（参考・引用：「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定H25.10.11）

「学校いじめ防止基本方針」を策定する上での参考資料

1 学校いじめ防止基本方針策定のための参考資料

（平成26年1月23日付け学教第1244号）

- ・資料1：栃木県立〇〇学校いじめ防止基本方針
- ・資料2：〇〇学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画
- ・資料3：相談・通報窓口

2 生徒指導リーフ増刊号

「いじめのない学校づくりー『学校いじめ防止基本方針』策定Q&Aー」

（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター）

（平成25年12月9日付け学教第1097号）



- ・学校は、何を、いつまでに、行う必要があるのか？
- ・いじめの未然防止のための取組を、どのように考え、どのように進めていくのか？
- ・早期発見を、どのように考え、どのように進めていくのか？
- ・発見したいじめに対する対処を、どのように考え、どのように進めていくのか？
- ・「学校基本方針」策定の手順と「組織」のつくり方

○<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaves1.pdf>から、ダウンロードできます。